

規約改正（案）

◆原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会規約

（名称）

第1条 本会の名称は、原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会と称する。

（目的）

第2条 本会は、原発賠償訴訟に立ち上がった京都原告団を支援し、勝利するまで共に裁判闘争を闘っていくことを目的とする。

（事務所）

第3条 本会の事務所を京都市伏見区桃山羽柴長吉中町55-1 コーポ桃山105号に置く。

（会の活動）

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の活動を行なう。

- （1） 訴状および賠償請求にかかわる学習会の開催
- （2） 原告同士および原告と支援者・市民との交流会の開催
- （3） 市民に支援を呼びかけ、会員を拡大する活動
- （4） 裁判の傍聴
- （5） その他目的達成のために必要な活動

（会員）

第5条 本会の目的に賛同し、年会費（1口1,000円）を納入する者は会員になることができる。ただし、原告・避難者については会費を免除することができる。会費を1年以上滞納した者は会員資格を失う。

（退会）

第6条 退会は、代表に届け出れば自由にできる。

（除名）

第7条 会の目的や会則に違反し、本会の名誉を傷つけた者は、総会の議決を経て除名することができる。

（総会）

第8条 招集する年1回の総会において、年間活動総括・方針・決算・予算、役員体制を決定する。3分の1以上の会員の要望により臨時総会を開催することができる。

（役員体制）

第9条 本会の役員として、代表、事務局長、事務局次長、会計、会計監査を置く。また、必要に応じて、事務局員を置くことができる。役員は、総会において、会員の中から互選で選出する。

（任期等）

第10条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

（設立年月日） 本会は、2013年10月20日に設立された。

（規約改正） 2017年5月20日第3回総会にて一部改正（事務所所在地）